

【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者等のみなさまへ】

～売上減少等により資金繰りに支障が生じた際、活用可能な融資制度をご紹介します。～

1 制度概要

(1) 広島県県費預託融資制度

県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するため、広島県が金融機関及び広島県信用保証協会の協力のもと、実施する融資制度です。県内に所在するほとんどの金融機関でご利用いただけます（原則、広島県信用保証協会による信用保証が必要です）。

<p>制度名・特徴</p>	<p>① セーフティネット資金（国指定）【セーフティネット保証4号適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等20%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能（市町長の認定が必要） ・危機関連保証，一般保証と併用可能 <p>② セーフティネット資金（国指定）【危機関連保証適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等15%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能（市町長の認定が必要） ・セーフティネット保証，一般保証と併用可能 <p>③ 緊急経営基盤強化資金・借換資金【セーフティネット保証5号適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等5%以上減少の場合、幅広い業種で活用可能（市町長の認定が必要） ・危機関連保証，一般保証と併用可能 ・保証付き既往融資の借換が可能
<p>お申込み ・ お問い合わせ</p>	<p>◆お申込み（広島県制度融資取扱金融機関）</p> <p>【銀行】広島銀行，もみじ銀行，中国銀行，山口銀行，伊予銀行，四国銀行，西日本シティ銀行，山陰合同銀行，西京銀行，鳥取銀行，百十四銀行，愛媛銀行，香川銀行，トマト銀行りそな銀行</p> <p>【信用金庫】広島信用金庫，呉信用金庫，しまなみ信用金庫，広島みどり信用金庫</p> <p>【信用組合】広島市信用組合，広島県信用組合，備後信用組合，両備信用組合，信用組合広島商銀，朝銀西信用組合，笠岡信用組合</p> <p>【その他】商工組合中央金庫</p> <p>◆制度に関するお問い合わせ</p> <p>広島県商工労働局経営革新課 082-513-3321</p>

(2) 日本政策金融公庫の融資制度

国民生活の向上を目的に、銀行等一般の金融機関を補完する100%政府出資の政策金融機関による融資制度です。

<p>制度名・特徴</p>	<p>④ 新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口の資金調達に対応可能 ・融資期間最長20年，据置期間最長5年 ・担保不要 ・売上急減等の場合，特別利子補給制度との併用により，3年間実質無利子化 <p>⑤ 小規模事業者経営改善資金融資制度（新型コロナウイルス対策マル経）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会等の指導を受けている小規模事業者，少額であれば，幅広い業種で，低利での資金調達が可能 ・据置期間最長4年 ・担保・保証人不要 ・売上急減等の場合，特別利子補給制度との併用により，3年間実質無利子化 <p>⑥ セーフティネット貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口の資金調達に対応可能 ・売上高等減少の要件なし <p>⑦ 衛生環境激変対策特別貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の業種（旅館業及び飲食店・喫茶店営業），少額であれば，低利での資金調達が可能
<p>お申込み ・ お問い合わせ</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p>

(3) 商工中金の融資制度

制度名・特徴	⑧ 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・株主である中小企業の組合とその組合員であれば、低利での資金調達が可能 ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化
お申込み ・ お問い合わせ	商工組合中央金庫 広島支店 082-248-1151 福山支店 084-922-6830 広島西部支店 082-277-5421

○それぞれの制度について、その他の利用条件等については、別添「新型コロナウイルス感染症に係る主な中小企業向け融資制度一覧」をご参照ください。

2 セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証の認定書の発行窓口

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	産業立地推進課	082-504-2241	廿日市市	産業振興課	0829-30-9140
	(申請書提出先) 広島市中小企業支援センター	082-278-8032	安芸高田市	商工観光課	0826-47-4024
呉市	商工振興課	0823-25-3814	江田島市	交流観光課	0823-43-1644
竹原市	産業振興課	0846-22-7745	府中町	自治振興課	082-286-3128
三原市	商工振興課	0848-67-6072	海田町	魅力づくり推進課	082-823-9234
尾道市	商工課	0848-38-9182	熊野町	産業観光課	082-820-5602
福山市	産業振興課	084-928-1040	坂町	産業建設課	082-820-1512
府中市	商工労働課	0847-43-7190	安芸太田町	商工観光課	0826-32-7080
三次市	商工労働課	0824-62-6171	北広島町	商工観光課	050-5812-8080
庄原市	商工林業課	0824-73-1178	大崎上島町	地域経営課	0846-65-3123
大竹市	産業振興課	0827-59-2131	世羅町	商工観光課	0847-22-3216
東広島市	産業振興課	082-420-0921	神石高原町	政策企画課	0847-89-3351

3 広島県県費預託融資制度のご利用の際の留意点

○当制度のご利用には、県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいること、および信用保証協会の保証対象業種を営んでいることが必要です。ただし、セーフティネット保証4・5号及び危機関連保証の認定を受けた場合は、業歴1年未満でもご利用いただけます。

○融資にあたっては、取扱金融機関及び広島県信用保証協会の所定の審査があります。

○借換資金のご利用は、対象とする既往借入に、広島県県費預託融資制度による借入（信用保証付き）が含まれるものに限ります。